

デジタル社会に関するこれまでの主な取組
（「規制改革実施計画」（平成 25 年～28 年閣議決定）より抜粋）

1) ビッグデータ・個人情報保護関係

【平成 25 年閣議決定事項】

○ビッグデータ・ビジネスの普及 <別紙 No. 1～3>

【平成 27 年度閣議決定事項】

○改正個人情報保護法の円滑な施行 <別紙 No. 4>

2) 公的機関・金融機関の電子化関係

【平成 26 年度閣議決定事項】

○公的機関からの電子的手段による通知の促進 <別紙 No. 5～7>

○金融機関に対する取引照会の一元化 <別紙 No. 8～11>

3) ロボットの利活用の促進関係

【平成 27 年閣議決定事項】

○ロボット利活用の促進

—新たな電波利用システムの整備 <別紙 No. 12>

—小型無人機に係る規制制度の整備 <別紙 No. 13>

—インフラの維持・保守におけるロボットの活用 <別紙 No. 14・15>

—搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行 <別紙 No. 16>

—新医療機器の審査の迅速化 <別紙 No. 17>

—介護保険給付対象の迅速な拡大 <別紙 No. 18>

—消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備 <別紙 No. 19>

4) その他関係

【平成 26 年閣議決定事項】

○クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し <別紙 No. 20・21>

○教育情報化の推進に関する制度見直し等 <別紙 No. 22>

【平成 28 年閣議決定事項】

○株主総会の招集通知添付書類の電子提供のデフォルト化 <別紙 No. 23>

○タイムスタンプの法的根拠の明確化 <別紙 No. 24>

1)ビッグデータ・個人情報保護関係

規制改革実施計画				所管省庁
整理番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	
1	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)① 【平成25年度閣議決定事項】	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書(平成25年6月5日公表)に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」(3頁)も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」の改訂を行う。	平成25年度 上期措置	消費者庁
2	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)② 【平成25年度閣議決定事項】	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年 上期措置	内閣官房 消費者庁
3	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③ 【平成25年度閣議決定事項】	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年 措置	警察庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省
4	改正個人情報保護法の円滑な施行 【平成27年度閣議決定事項】	個人情報保護法の改正法案が成立した場合には、個人情報の適正かつ効果的な活用についてはビッグデータ・ビジネスの普及が図られるよう、事業者の意見も聞きながら個人情報保護委員会の規則等を策定し、円滑に同法案を施行する。その際、届出や記録、公表の義務により事業者に過度な負担を課すことのないよう特に留意する。	個人情報保護法の改正法案が成立後、施行までに検討・結論・措置	個人情報保護委員会

2) 公的機関・金融機関における電子化関係

規制改革実施計画				所管省庁
整理番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	
5	公的機関からの電子的手段による通知の促進① 【平成26年度閣議決定事項】	eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。	平成27年9月までに措置	総務省
6	公的機関からの電子的手段による通知の促進② 【平成26年度閣議決定事項】	各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。	マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論	総務省
7	公的機関からの電子的手段による通知の促進③ 【平成26年度閣議決定事項】	「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一フォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	平成27年9月までに措置	総務省
8	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会のオンライン化) 【平成26年度閣議決定事項】	取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。	平成26年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る(結論に応じ、その後3年以内を目途に必要な措置)	財務省

規制改革実施計画				所管省庁
整理番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	
9	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化) 【平成26年度閣議決定事項】	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省
10	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化) 【平成26年度閣議決定事項】	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置	警察庁
11	金融機関に対する取引照会の一元化(生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化) 【平成26年度閣議決定事項】	利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関に対するヒアリングを行った上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第順次措置	厚生労働省

3) ロボット利活用の促進関係

規制改革実施計画				所管省庁
整理番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	
12	新たな電波利用システムの整備 【平成27年度閣議決定事項】	情報通信審議会において、ロボットの利活用を支えるための新たな電波利用システムの環境整備に向けて検討し、結論を得る。具体的には、小型無人機を含めロボットの利用可能な周波数帯の拡大や出力制限の緩和等について検討を行い、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
13	小型無人機に係る規制制度の整備 【平成27年度閣議決定事項】	①「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型無人機を利用する事業等の発展や国際的な小型無人機に関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取り組を進める。 ②とりわけ、緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに所要の措置を講ずる。 ③その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。	①平成27年度以降順次措置 ②今通常国会にも必要な法案の提出を目指す ③平成27年度検討、可能な限り早期に結論	国土交通省
14	インフラの維持・保守におけるロボットの活用①(公共インフラ) 【平成27年度閣議決定事項】	「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。	現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置	国土交通省
15	インフラの維持・保守におけるロボットの活用②(産業インフラ) 【平成27年度閣議決定事項】	事業者等が行う現場ニーズに基づく技術開発及びプラント等を活用した実証・評価の成果を踏まえつつ、技術の安全性や保安の確保に必要な検知能力等を有しているかの評価を行い、必要に応じて、ロボット等による点検等に係る措置を検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論	経済産業省

規制改革実施計画				所管省庁
整理番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	
16	搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行 【平成27年度閣議決定事項】	①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについて、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえつつ、検討を進める。また、②無人トラクター等の無人農機の公道走行に係る取扱いについて、ジュネーブ条約等との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。	①平成27年度中に公道実証実験を全国展開、多様な環境下における実験結果を得次第検討開始 ②平成27年度検討開始	警察庁 国土交通省
17	新医療機器の審査の迅速化 【平成27年度閣議決定事項】	ロボット技術を活用したものを含む新医療機器について、申請から承認までの標準的な総審査期間を、通常審査品目については14か月、優先審査品目については10か月とすることを目指し、着実に審査を迅速化する。	平成27年度以降随時措置	厚生労働省
18	介護保険給付対象の迅速な拡大 【平成27年度閣議決定事項】	ロボット技術の急速な進歩に対応する観点から、①介護保険の給付対象に関する要望を随時受け付ける、②「介護保険福祉用具評価検討会」及び「社会保障審議会介護給付費分科会」を必要に応じて随時開催し、新たな種目を早期に追加する、③介護保険の給付対象となった具体的な種目を速やかに周知するなどの措置を講ずる。	①措置済み ②③平成27年度検討・結論、随時措置	厚生労働省
19	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備 【平成27年度閣議決定事項】	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁

4) その他関係

規制改革実施計画				所管省庁
整理番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	
20	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し 【平成26年度閣議決定事項】	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。	平成26年度 上期結論	文化庁
21	外部委託先の監督についての明確化 【平成26年度閣議決定事項】	クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督の在り方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。	平成26年度 検討開始、 結論を得次第措置	金融庁
22	教育情報化の推進に関する制度見直し等 【平成26年度閣議決定事項】	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	平成26年度 検討開始、 平成28年度 結論	文部科学省
23	株主総会の招集通知添付書類の電子提供のデフォルト化 【平成28年度閣議決定事項】	株主総会の招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について検討し、結論を得る。	平成28年 検討・結論	法務省 経済産業省
24	タイムスタンプの法的根拠の明確化 【平成28年度閣議決定事項】	安心な電子取引が可能となる環境整備のために、タイムスタンプ等の電子認証基盤について、今後のあるべき姿を検討する。	平成28年度 検討開始	総務省